

令和2年度(2020年度)版
“決算統計”から分かる
柏崎市の財政状況



令和4年（2022年）3月
財務部財政管理課

目 次

御覧いただく皆さまへ	2
第1章 令和2（2020）年度決算概要	
1 行政運営のためのお金はどこから入ってくるの？	3
2 どのような目的に使われているの？	5
3 どのような経費に使っているの？	6
◆補助事業と単独事業	
◆引上げ分の地方消費税収が充てられる経費	
4 市の決算は黒字？それとも赤字？	8
第2章 令和2（2020）年度決算による財政分析	
1 今の借金と貯金、そして、将来の負担は？	9
(1) 市債残高（借金）	9
◆臨時財政対策債とは？	
(2) 積立金の状況（貯金）	11
(3) 債務負担行為の状況	12
(4) 将来の財政負担	12
2 財政状況は健全ですか？	13
(1) 健全化判断比率（令和2（2020）年度）	13
◆実質赤字比率	
◆連結実質赤字比率	
◆実質公債費比率	
◆将来負担比率	
(2) その他の指標	14
ア 財政の弾力性は？（経常収支比率）	14
◆経常収支比率が高い原因	
イ 財政の余裕は？（財政力指数）	17
◆地方交付税（普通交付税）とは	
ウ 借金返済の負担は？（実質公債費比率）	18
エ 将来の負担は収入の何年分？（将来負担比率）	19
(3) 財政状況は厳しい状況	20
用語解説	21

御覧いただく皆さまへ

「決算統計」から分かる柏崎市の財政状況は、「決算統計」の数値を基本として作成しています。
なお、第三セクター等については、各団体の決算書や事業報告などを用いて作成しています。

「決算統計」とは…？

「決算統計」は、地方財政に関する最も基本的な統計調査である「地方財政状況調査」のことをいいます。これは、地方公共団体の決算について毎年定期的に実施されており、財政状況を把握するための基礎資料となっているものです。

また、ここでの決算額は、地方財政統計上の会計区分である「普通会計*1」によります。

*1 決算統計上、公営事業会計（国民健康保険、水道など）以外の会計を1つの会計にまとめたものです。柏崎市では、一般会計、土地取得事業特別会計、墓園事業特別会計が該当します。

なお、「第1章 令和2（2020）年度決算概要」で中心となる、普通会計の範囲は、以下の網掛け部分です。

普通会計

一般会計

土地取得事業特別会計

墓園事業特別会計

柏崎市（地方公共団体）全体

国民健康保険事業特別会計

（事業勘定・直営診療施設勘定）

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

公 営 企 業 会 計

水道事業会計

工業用水道事業会計

下水道事業会計

一部事務組合・広域連合

新潟県市町村総合事務組合

（普通会計・事業会計）

新潟県後期高齢者医療広域連合

地方三公社

柏崎市土地開発公社

第三セクター

公益財団法人 かしわざき振興財団

公益財団法人 柏崎地域国際化協会

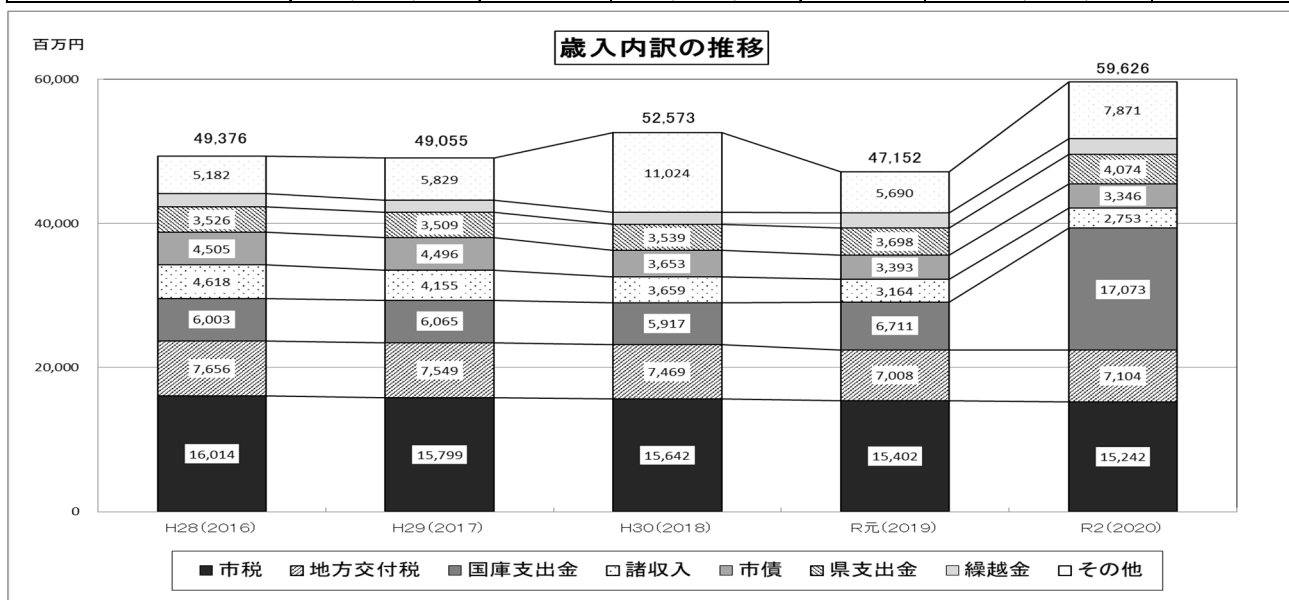
株式会社 じょんのび村協会

第1章 令和2(2020)年度決算概要

1 行政運営のためのお金はどこから入ってくるの？

●歳入構成と年度比較

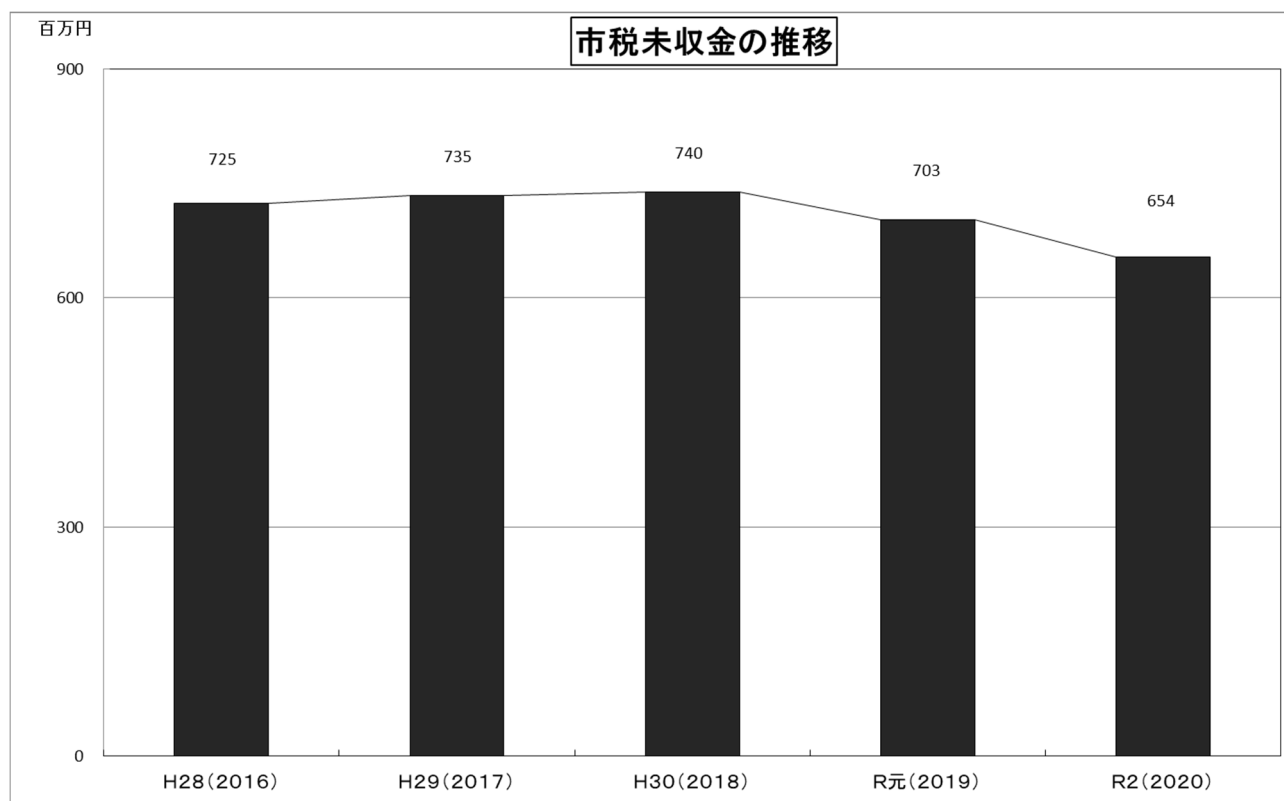
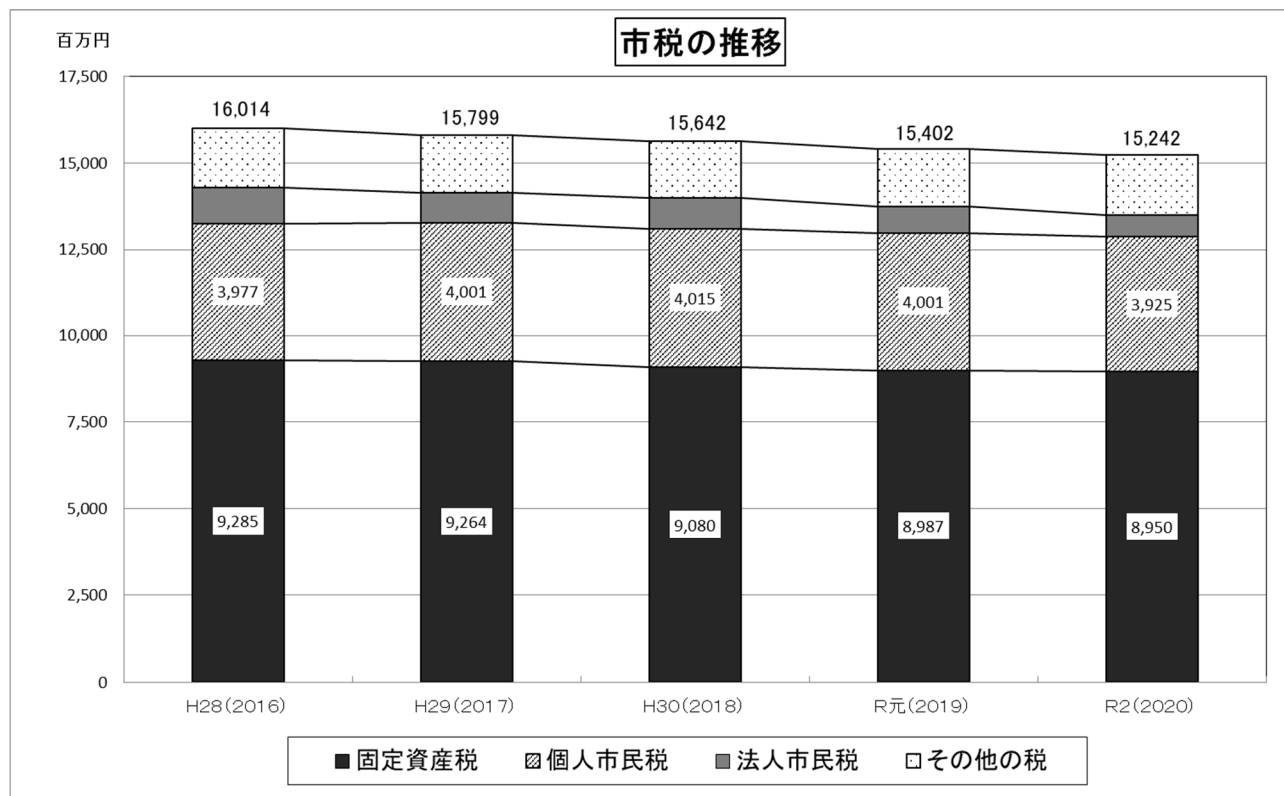
区 分	令和2(2020)年度		令和元(2019)年度		対前年度比	
	収入 済 額	構成比	収入 済 額	構成比	増 減 額	増減率
市 税	15,241,528	25.6	15,402,154	32.7	△ 160,626	△ 1.0
市町村民税	4,551,689	7.6	4,763,609	10.1	△ 211,920	△ 4.4
固定資産税	8,949,526	15.0	8,986,812	19.1	△ 37,286	△ 0.4
軽自動車税	277,539	0.5	261,906	0.6	15,633	6.0
市町村たばこ税	509,870	0.9	523,335	1.1	△ 13,465	△ 2.6
鉱 産 税	21,970	0.0	21,343	0.0	627	2.9
特別土地保有税	0	0.0	0	0.0	0	-
入 湯 税	991	0.0	1,642	0.0	△ 651	△ 39.6
都市計画税	269,100	0.5	268,553	0.6	547	0.2
使用済核燃料税	660,843	1.1	574,954	1.2	85,889	14.9
地方譲与税	388,282	0.7	379,430	0.8	8,852	2.3
地方揮発油譲与税	92,876	0.2	94,728	0.2	△ 1,852	△ 2.0
自動車重量譲与税	270,215	0.5	272,802	0.6	△ 2,587	△ 0.9
地方道路譲与税	0	0.0	0	0.0	0	-
特別とん譲与税	117	0.0	101	0.0	16	15.8
森林環境贈与税	25,074	0.0	11,799	0.0	13,275	112.5
利子割交付金	8,583	0.0	8,052	0.0	531	6.6
配当割交付金	38,543	0.1	41,204	0.1	△ 2,661	△ 6.5
株式譲渡所得割交付金	42,789	0.1	22,282	0.0	20,507	92.0
地方消費税交付金	1,915,319	3.2	1,570,059	3.3	345,260	22.0
ゴルフ場利用税交付金	18,742	0.0	23,336	0.0	△ 4,594	△ 19.7
自動車取得税交付金	0	0.0	48,695	0.1	△ 48,695	皆減
自動車税環境性能割交付金	23,216	0.0	12,935	0.0	10,281	79.5
法人事業税交付金	82,211	0.1	0	0.0	82,211	皆増
地方特例交付金等	79,169	0.1	222,332	0.5	△ 143,163	△ 64.4
地方交付税	7,104,045	11.9	7,007,675	14.9	96,370	1.4
交通安全対策特別交付金	7,709	0.0	7,568	0.0	141	1.9
分担金及び負担金	478,496	0.8	575,923	1.2	△ 97,427	△ 16.9
使用料及び手数料	644,498	1.1	770,088	1.6	△ 125,590	△ 16.3
国庫支出金	17,073,358	28.6	6,711,413	14.2	10,361,945	154.4
県支出金	4,074,237	6.8	3,698,169	7.8	376,068	10.2
財産収入	123,816	0.2	80,958	0.2	42,858	52.9
寄附金	365,910	0.6	258,295	0.5	107,615	41.7
繰入金	3,653,633	6.1	1,669,115	3.5	1,984,518	118.9
繰越金	2,162,537	3.6	2,084,613	4.4	77,924	3.7
諸収入	2,752,948	4.6	3,164,319	6.7	△ 411,371	△ 13.0
市 債	3,346,341	5.6	3,393,387	7.2	△ 47,046	△ 1.4
合 計	59,625,910	100.0	47,152,002	100.0	12,473,908	26.5



令和2（2020）年度の普通会計における歳入は596億2,591万円で、令和元（2019）年度に比べて124億7,391万円（26.5%）増加しました。

例年、歳入全体の約1／3を占める市税は、市民税が2億1,192万円減少、固定資産税が3,729万円減少し、全体では1億6,063万円（1.0%）減少しました。

行財政運営の自主性という点では、市税等の自主財源はできるだけ多く確保されることが望ましく、安定的な税収の確保と税負担の公平を図る観点からも、収納率の向上を図る必要があります（令和2（2020）年度の市税の未収金は、6億5,389万円となっています¹）。



¹ 市税未収金の内訳（固定資産税4億4,538万円、市民税1億8,493万円、その他2,358万円）

2 どのような目的に使われているの？

●目的別歳出構成と年度比較

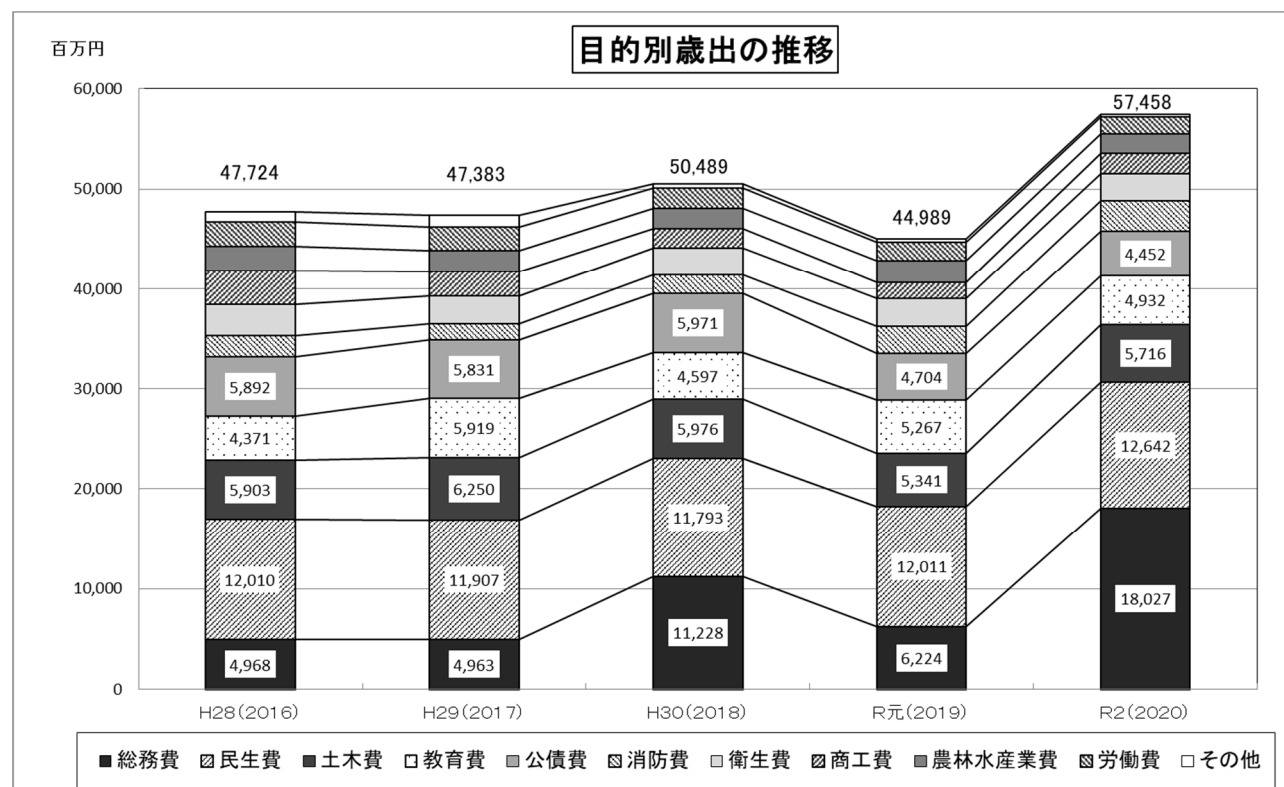
単位：千円、％

科目	令和2（2020）年度		令和元（2019）年度		対前年度比	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	増減額	増減率
議会費	280,436	0.5	267,369	0.6	13,067	4.9
総務費	18,026,774	31.4	6,223,902	13.8	11,802,872	189.6
民生費	12,641,957	22.0	12,011,250	26.7	630,707	5.3
衛生費	2,721,786	4.7	2,824,995	6.3	△ 103,209	△ 3.7
労働費	1,660,506	2.9	1,832,625	4.1	△ 172,119	△ 9.4
農林水産業費	1,963,255	3.4	2,196,970	4.9	△ 233,715	△ 10.6
商工費	1,969,038	3.4	1,616,268	3.6	352,770	21.8
土木費	5,716,114	9.9	5,340,745	11.9	375,369	7.0
消防費	3,072,825	5.3	2,669,685	5.9	403,140	15.1
教育費	4,931,783	8.6	5,266,605	11.7	△ 334,822	△ 6.4
災害復旧費	21,351	0.0	35,154	0.1	△ 13,803	△ 39.3
公債費	4,452,005	7.7	4,703,897	10.5	△ 251,892	△ 5.4
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	-
合 計	57,457,830	100.0	44,989,465	100.0	12,468,365	27.7

令和2（2020）年度における普通会計の歳出は574億5,783万円で、令和元（2019）年度に比べて124億6,837万円（27.7％）増加しました。歳出額を令和3（2021）年3月31日現在の人口（81,071人）で割ると、1人当たり708,735円が使われたことになります。

歳出を目的別に分類すると、多い順から総務費、民生費、土木費、教育費、公債費となっています。

目的別での対前年度増減額の主な内容は、総務費は特別定額給付金給付費、新庁舎整備事業などで118億287万円増加しました。消防費は防災情報通信システム整備事業などで4億314万円の増加、農林水産業費は産地パワーアップ事業の減で2億3,372万円減少しました。



3 どのような経費に使っているの？

●性質別歳出構成と年度比較

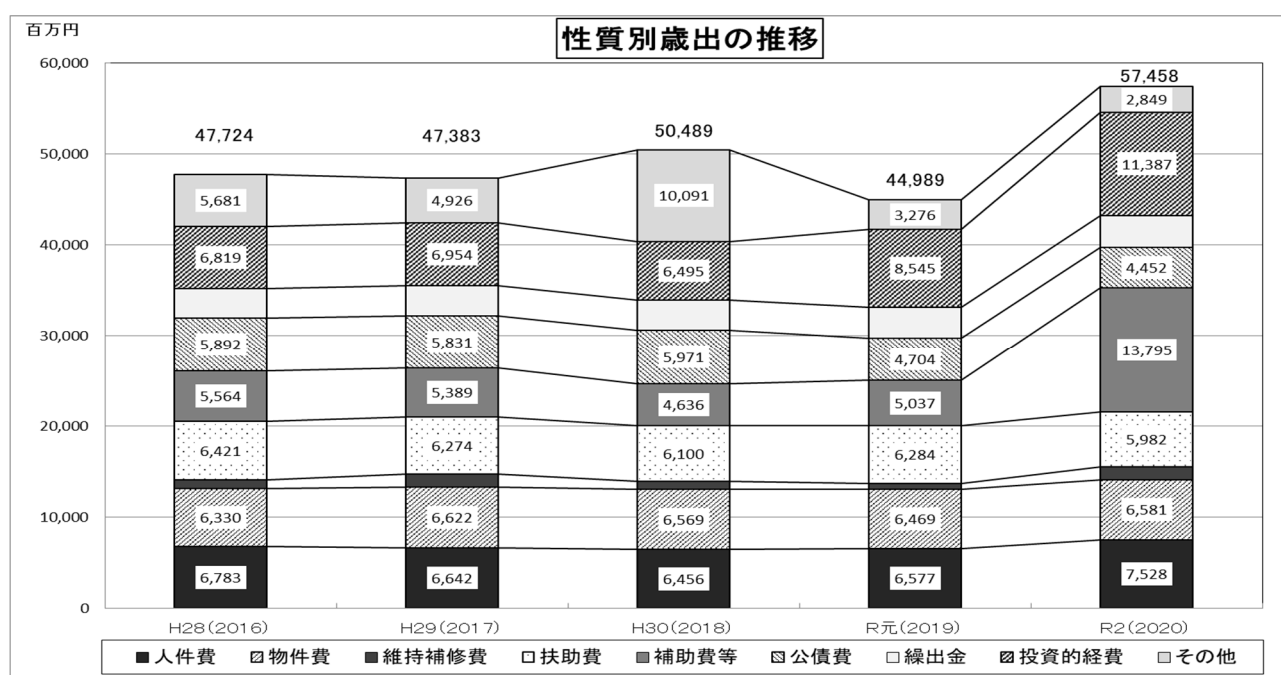
単位：千円、％

科 目	令和2（2020）年度		令和元（2019）年度		対前年度比	
	支出済額	構成比	支出済額	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	17,962,444	31.3	17,564,621	39.0	397,823	2.3
人件費	7,528,384	13.1	6,577,215	14.6	951,169	14.5
扶助費	5,982,055	10.4	6,283,509	14.0	△ 301,454	△ 4.8
公債費	4,452,005	7.7	4,703,897	10.5	△ 251,892	△ 5.4
投資的経費	11,386,651	19.8	8,545,422	19.0	2,841,229	33.2
普通建設事業	11,365,300	19.8	8,510,268	18.9	2,855,032	33.5
災害復旧事業	21,351	0.0	35,154	0.1	△ 13,803	△ 39.3
その他の経費	28,108,735	48.9	18,879,422	42.0	9,229,313	48.9
物件費	6,581,497	11.5	6,469,157	14.4	112,340	1.7
維持補修費	1,420,446	2.5	678,556	1.5	741,890	109.3
補助費等	13,794,608	24.0	5,037,354	11.2	8,757,254	173.8
積立金	488,429	0.9	503,183	1.1	△ 14,754	△ 2.9
投資出資貸付金	2,360,532	4.1	2,772,630	6.2	△ 412,098	△ 14.9
繰出金	3,463,223	6.0	3,418,542	7.6	44,681	1.3
合 計	57,457,830	100.0	44,989,465	100.0	12,468,365	27.7

普通会計の歳出は、性質別に「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分けることができます。「義務的経費」は、支出が義務付けられていて任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費及び公債費が該当します。「投資的経費」は、普通建設事業費²及び災害復旧事業費のことです。「その他の経費」は、義務的経費・投資的経費以外の経費です。

歳出を性質別に分析すると、令和元（2019）年度に比べて義務的経費は3億9,782万円増の179億6,244万円（31.3%）、投資的経費は28億4,123万円増の113億8,665万円（19.8%）、その他の経費は92億2,931万円増の281億874万円（48.9%）です。

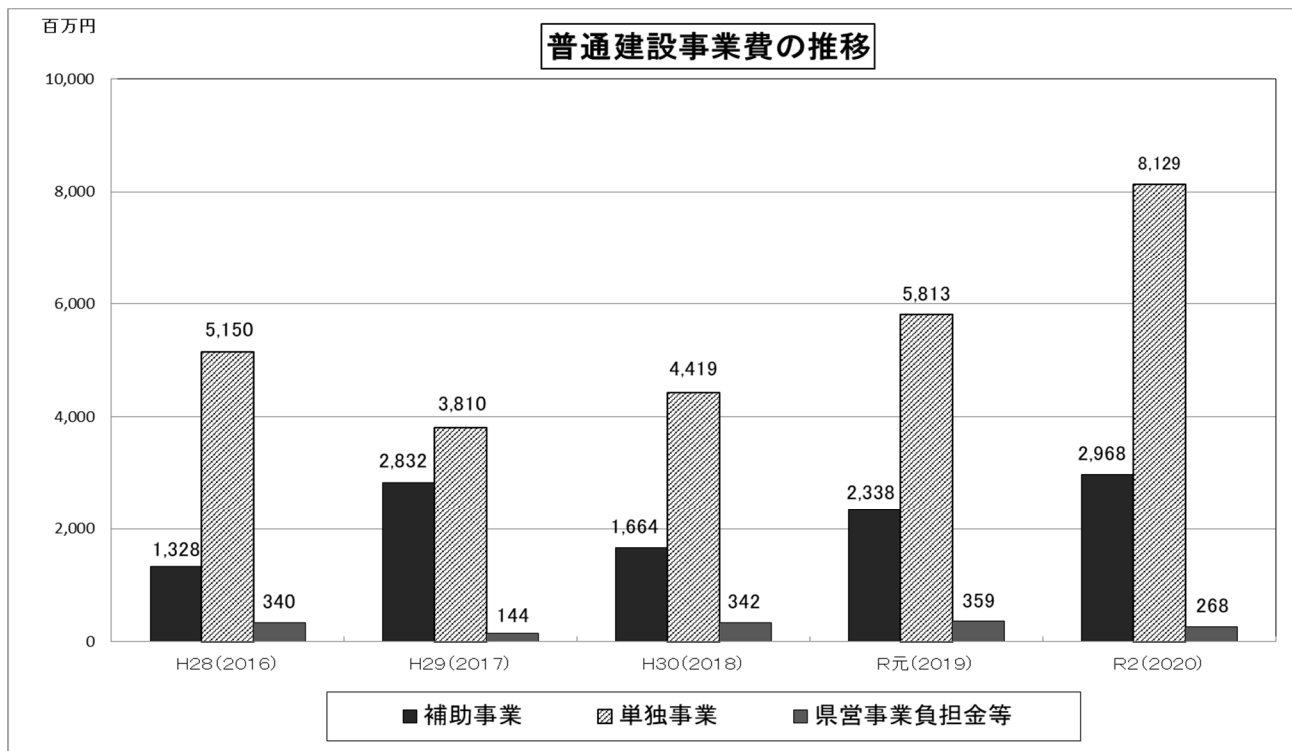
義務的経費は、人件費が増加し、扶助費、公債費が減少しました。投資的経費が増加した要因は、新庁舎整備事業や放射線防護施設整備事業などの普通建設事業の増加が挙げられます。その他経費が減少した要因は、中小企業等融資事業や新潟県中越沖地震対策被災住宅特別資金などの貸付金の減が挙げられます。



² 道路、橋、保育園、学校、コミュニティセンターなどの公共用又は公用施設の新築等の建設事業に要する経費をいいます。

◆補助事業と単独事業

普通建設事業には、国の補助金等を受けて実施する補助事業と、市町村が独自に実施する単独事業があります。令和 2（2020）年度の普通建設事業費は、新庁舎整備事業等により単独事業が増加しました。補助事業は放射線防護施設整備事業等により増加しました。今後も、厳しい財政状況の中で特定財源を確保することが重要になっています。



◆引上げ分の地方消費税収が充てられる経費

消費税は平成 26（2014）年 4 月 1 日に 5%から 8%に、令和元（2019）年 10 月 1 日に 8%から 10%に引き上げられました。この引上げ分は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

柏崎市の令和 2（2020）年度地方消費税交付金（増額分）の決算額は 1,008,766 千円でした。この額は、下記事業の一般財源 6,532,232 千円に充当されました。

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,660,110	1,143,418	0	250	516,442
	老人福祉事業	344,365	17,194	0	52,300	274,871
	児童福祉事業	4,730,594	2,423,286	75,600	385,664	1,846,044
	母子福祉事業	396,735	181,892	0	23	214,820
	生活保護扶助事業	893,186	651,101	0	29	242,056
	小計	8,024,990	4,416,891	75,600	438,266	3,094,233
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	770,521	310,693	49,500	0	410,328
	後期高齢者医療特別会計繰出金	232,129	165,966	0	0	66,163
	介護保険事業特別会計繰出金	1,375,712	69,341	0	0	1,306,371
	小計	2,378,362	546,000	49,500	0	1,782,862
保健衛生	医療に係る施策	1,554,601	244,595	0	46,220	1,263,786
	感染症その他疾病の予防対策	425,816	205,184	0	2,457	218,175
	健康増進対策	201,117	1,516	0	26,425	173,176
	小計	2,181,534	451,295	0	75,102	1,655,137
合計		12,584,886	5,414,186	125,100	513,368	6,532,232

4 市の決算は黒字？それとも赤字？

〔千円〕

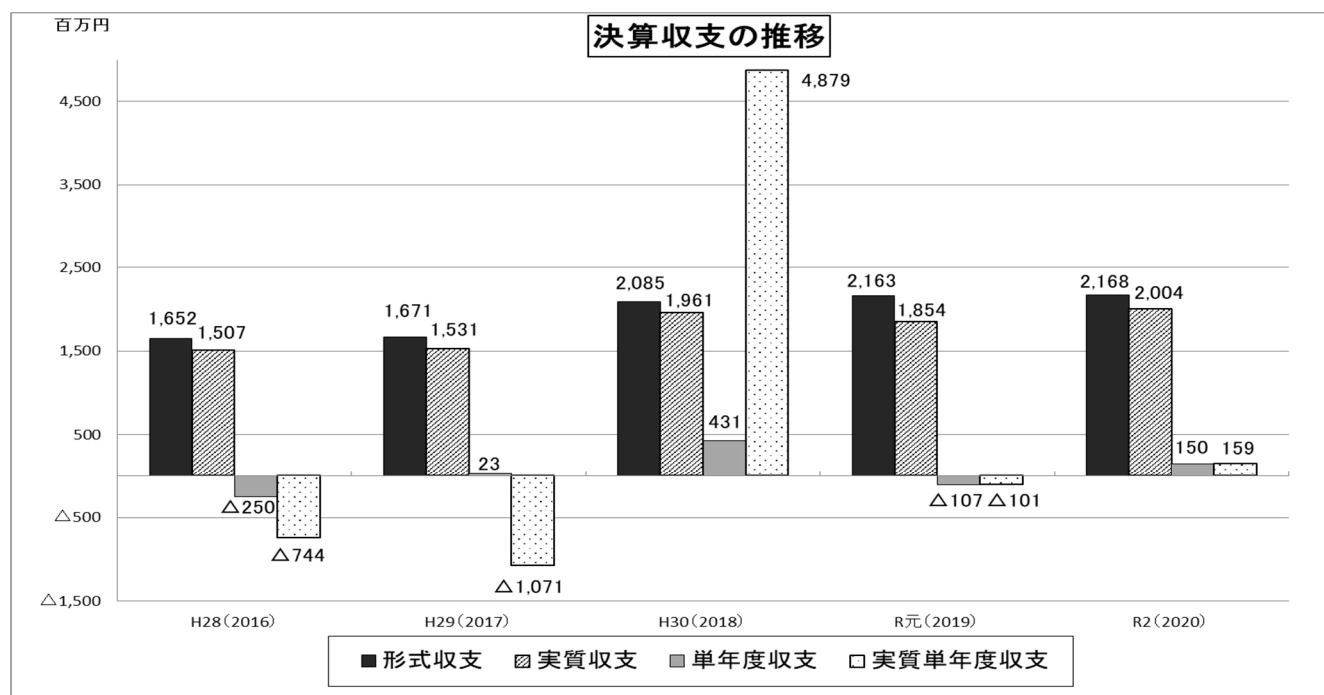
令和2（2020） 年度歳入総額	令和2（2020） 年度歳出総額	歳入歳出差引 （形式収支）	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支	前年度 実質収支	単年度収支
59,625,910	57,457,830	2,168,080	164,042	2,004,038	1,854,345	149,693

令和2（2020）年度の普通会計の歳入総額596億2,591万円から歳出総額574億5,783万円を差し引くと21億6,808万円となり、この歳入歳出差引額（形式収支）は令和3（2021）年度へ繰り越されます。形式収支中には翌年度に繰り越して実施する繰越事業の財源1億6,404万円が含まれているので、これを除いた実質収支³は20億404万円の黒字となります。この実質収支は前年度以前からの収支差額の累積ですから、前年度の実質収支18億5,435万円を差し引いた単年度収支は1億4,969万円の黒字となります。このように、市の決算は歳入から歳出を差し引いて、プラスになれば黒字、マイナスになれば赤字となります。これは、家庭の家計簿と同じです。

また、家庭の家計簿同様、決算が黒字になりそうであれば預貯金を積み立てたり、赤字になりそうであれば預貯金を取り崩したりします。そこで、財政調整基金⁴への積立てや取崩しなどの実質的な黒字要素、赤字要素を除く必要があります。これを実質単年度収支といいます。令和2（2020）年度は902万円の財政調整基金への積立てを行いました。この要素を単年度収支に加えた実質単年度収支は、1億5,871万円の黒字でした。

〔千円〕

令和2（2020）年度 実質収支の イメージ	歳入総額 59,625,910	形式収支 2,168,080	翌年度に繰り越すべき財源 164,042	前年度（令和元（2019）年度） 実質収支	1,854,345
			実質収支 2,004,038	単年度収支	149,693
		歳出総額 57,457,830	実質単年度収支 158,714	単年度収支	149,693
				財調基金積立て	9,021
				財調基金取崩し	0
				繰上償還	0



³ 実質収支は、財政の健全性のためには黒字にする必要がありますが、黒字額が大きければ良いというものではなく、財源を有効に活用するためにも、後年度の財源調整に必要な範囲内にとどめる必要があります。標準財政規模（標準的な税収入などの一般財源の額）に対する実質収支額の割合である実質収支比率は3～5%が理想的に望ましいとされています。柏崎市の令和2（2020）年度の実質収支比率は8.3%です。

⁴ 年度間の財源の不均衡を調整するための基金

第2章 令和2(2020)年度決算による財政分析

1 今の借金と貯金、そして、将来の負担は？

(1) 市債残高（借金）

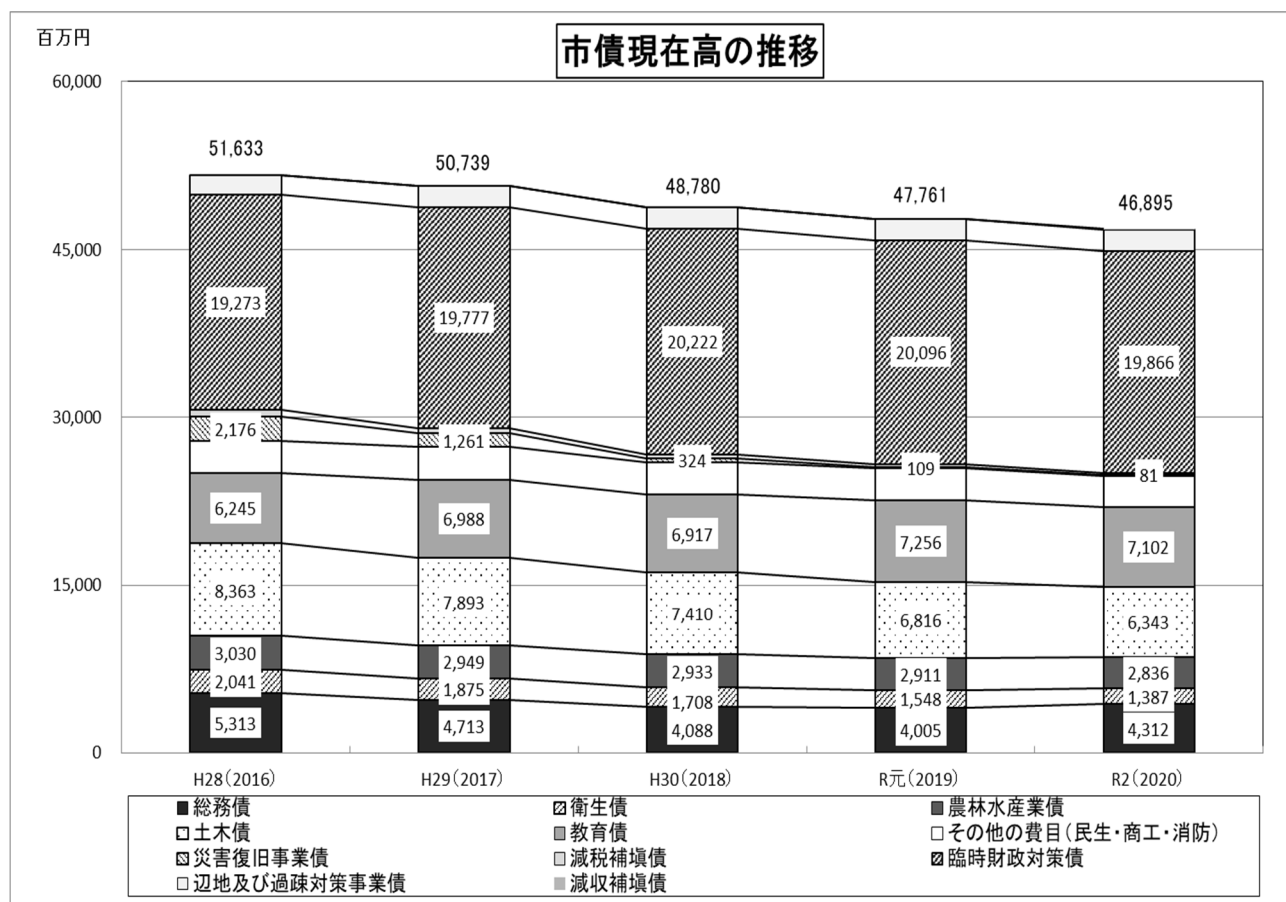
市が国や金融機関などから借り入れる資金を市債といいます。道路や学校、保育園などの長期間使用する公共施設の建設には多額の経費を必要としますので、毎年度実施している他の事業に影響しないように建設費の一部を借入金で賄います。

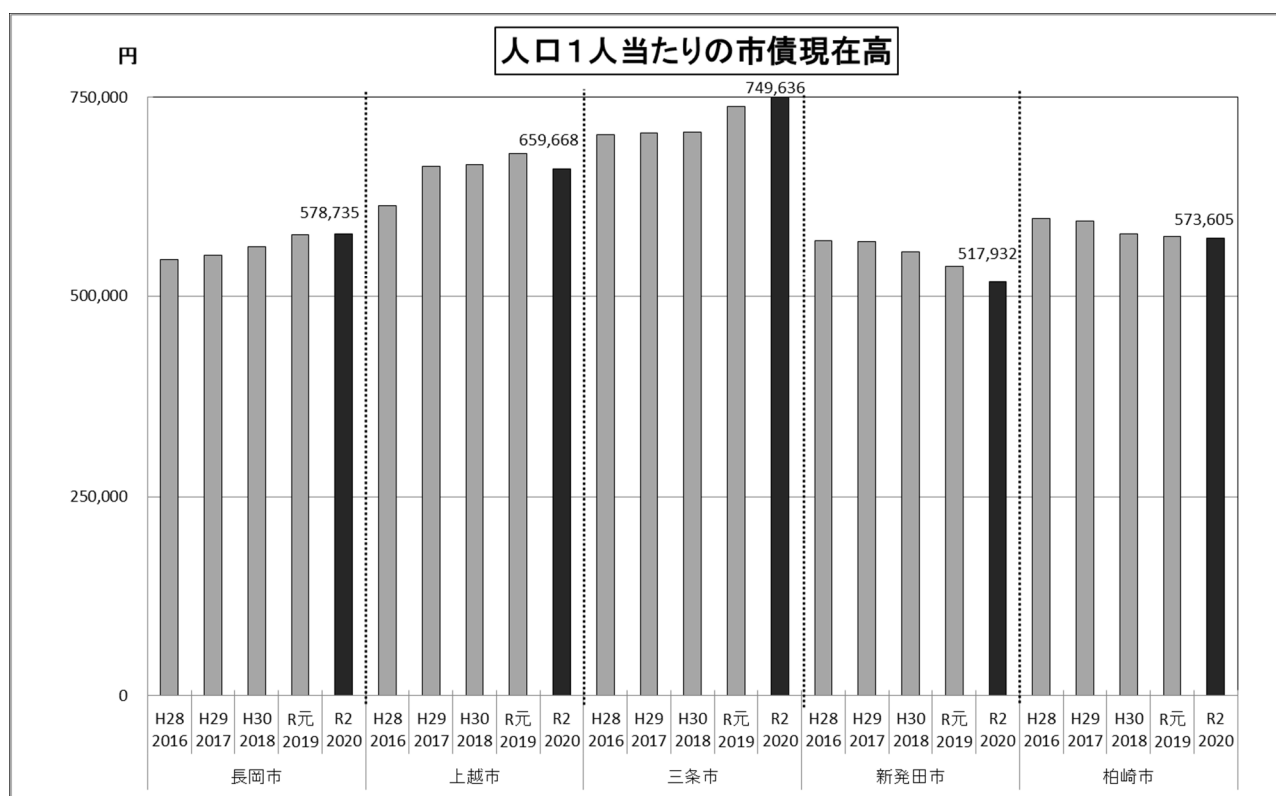
そして、借入金の返済を、建設された施設を利用する後世代の皆さんにも「公債費」として負担していただくことで、世代間や新旧居住者との負担の公平化を図っています。

令和2(2020)年度末の市債残高は468億9,504万円で、市債残高を令和3(2021)年1月1日現在の人口(81,755人)で割ると、1人当たり573,605円になります。

市債残高は、平成17(2005)年度に市町合併や柏崎地域広域事務組合の解散に伴う債務を継承したことなどにより大幅に増加し、さらに、中越沖地震の災害復旧・復興事業に多額の借入れをしたことにより、平成22(2010)年度にピークとなりました。その後、交付税措置のない新規借入れの抑制や繰上償還などにより、市債残高は減少傾向にあります。

目的別内訳では、国の財源不足による普通交付税の振替である臨時財政対策債の借入れが、市債残高の大部分を占めています。



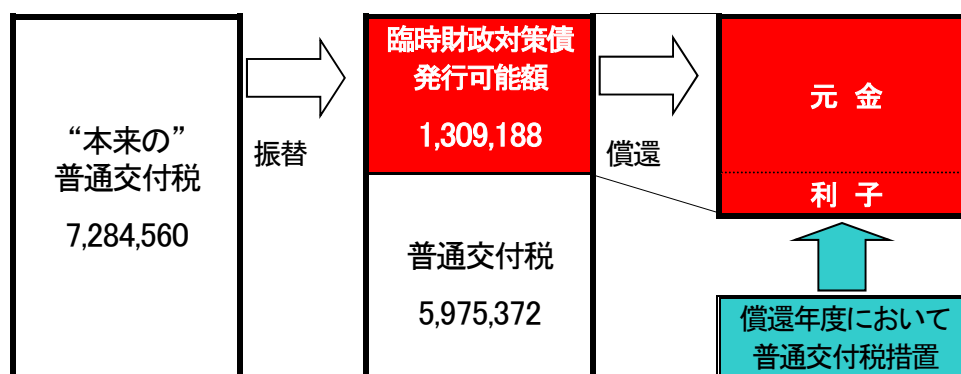


◆臨時財政対策債とは？

地方交付税は、地方公共団体が標準的な行政サービスを提供できるように使い道を指定しない一般財源として国から交付されます。地方交付税は、国税（所得税・法人税・消費税等）の一定割合を財源にしている「地方固有の財源」ですが、国の税収不足により地方交付税の交付に必要な財源を確保できないことから、地方交付税のうち普通交付税の一部について、市が臨時財政対策債として市債を借り入れています。

臨時財政対策債は、国が本来現金で交付すべき普通交付税の振替であるため、臨時財政対策債を償還（返済）する際には、元利償還金の100%が普通交付税で措置されます。つまり、国が普通交付税の一部を後払いしていることになります。

普通交付税から臨時財政対策債への振替のイメージ
（数値は令和2（2020）年度実績、単位：千円）



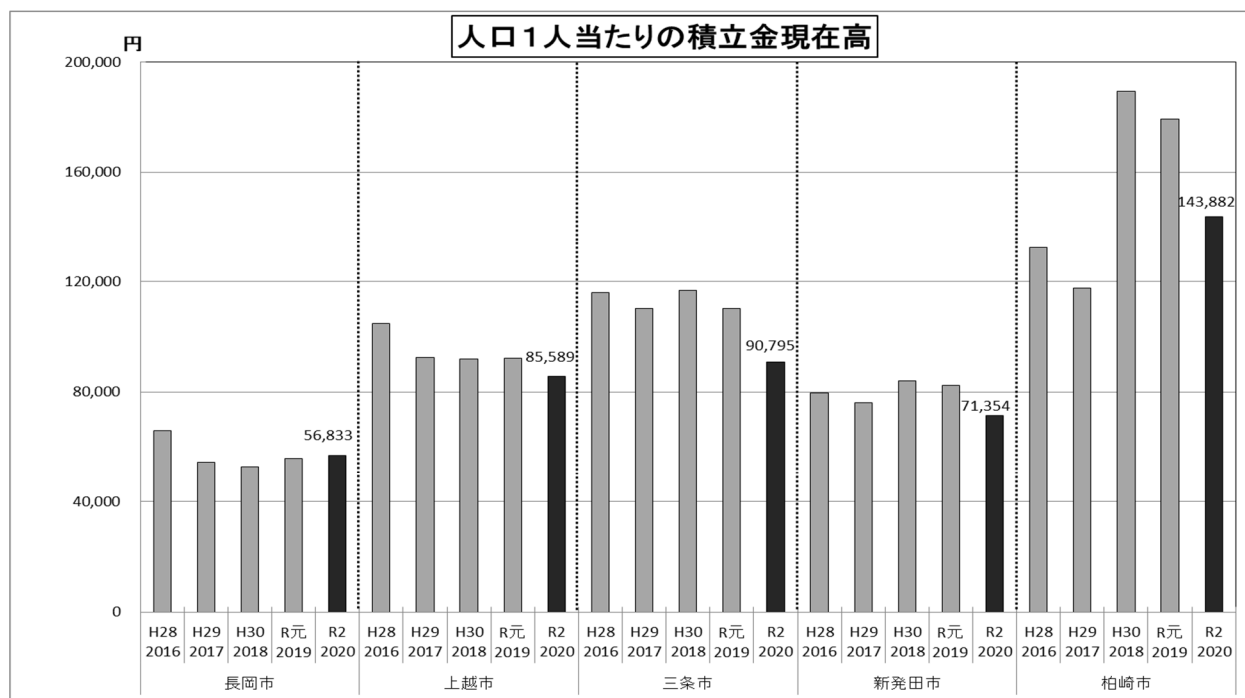
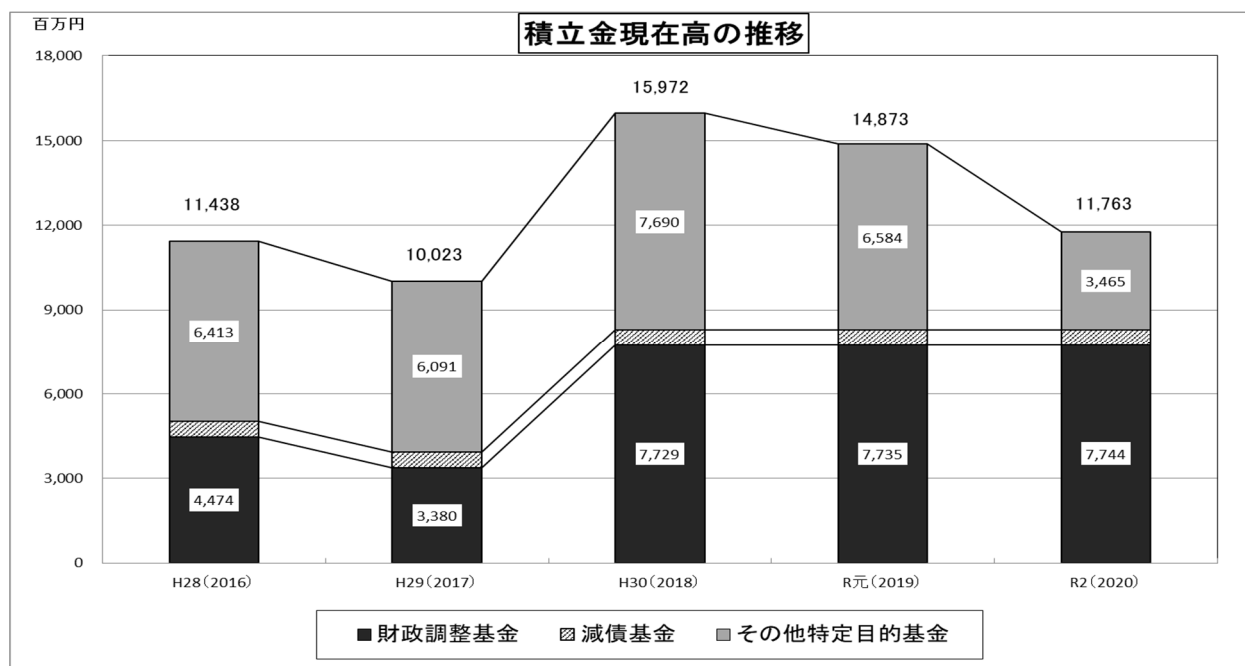
(2) 積立金の状況（貯金）

積立金とは、財政運営を計画的に行ったり、将来に備えるために積み立てたりする貯金のようなもので、基金⁵として経理されています。市は、年度間の財源変動などに備える財政調整基金⁶や市債の返済に備えるための減債基金のほか、各種の施設整備や安定的な施策運営を推進するための特定目的基金を設置しています。

令和2（2020）年度末の積立金の残高は117億6,312万円で、令和元（2019）年度より31億965万円減少しました。積立金の残高を令和3（2021）年1月1日現在の人口（81,755人）で割ると、1人当たり143,882円になります。

減少の主な要因は、地域振興基金（合併特例事業）で17億93万円の取り崩しや庁舎整備基金で13億1,097万円の取り崩しを行ったこと等によるものです。

各基金は、貴重な財源として計画的に取り崩し、会計に繰り入れます。



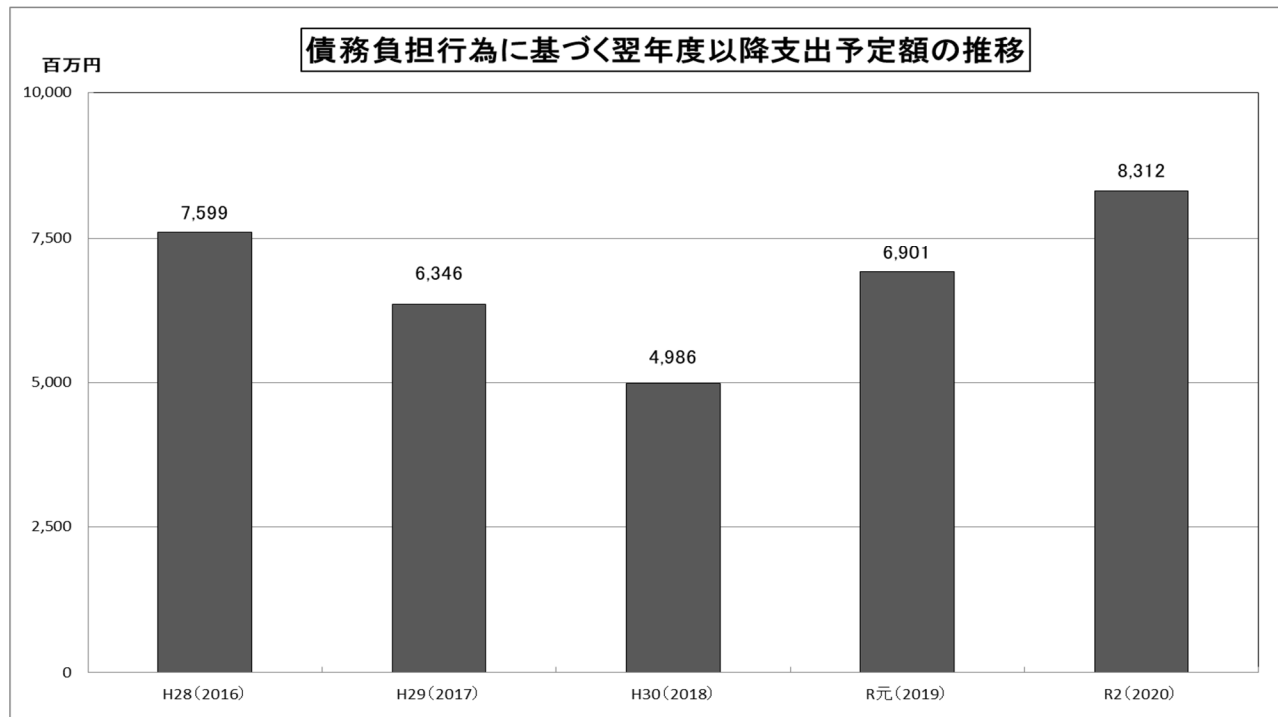
⁵ ここでいう基金には、定額運用基金（土地開発基金及び一般旅券収入証紙購買基金）は含めていません。

⁶ 臨時的な支出に備える基金です。標準財政規模に対するこの基金の割合を財政調整基金残高比率といい、5～10%が適当といわれています。柏崎市の令和2（2020）年度の比率は、32.1%です。

(3) 債務負担行為の状況

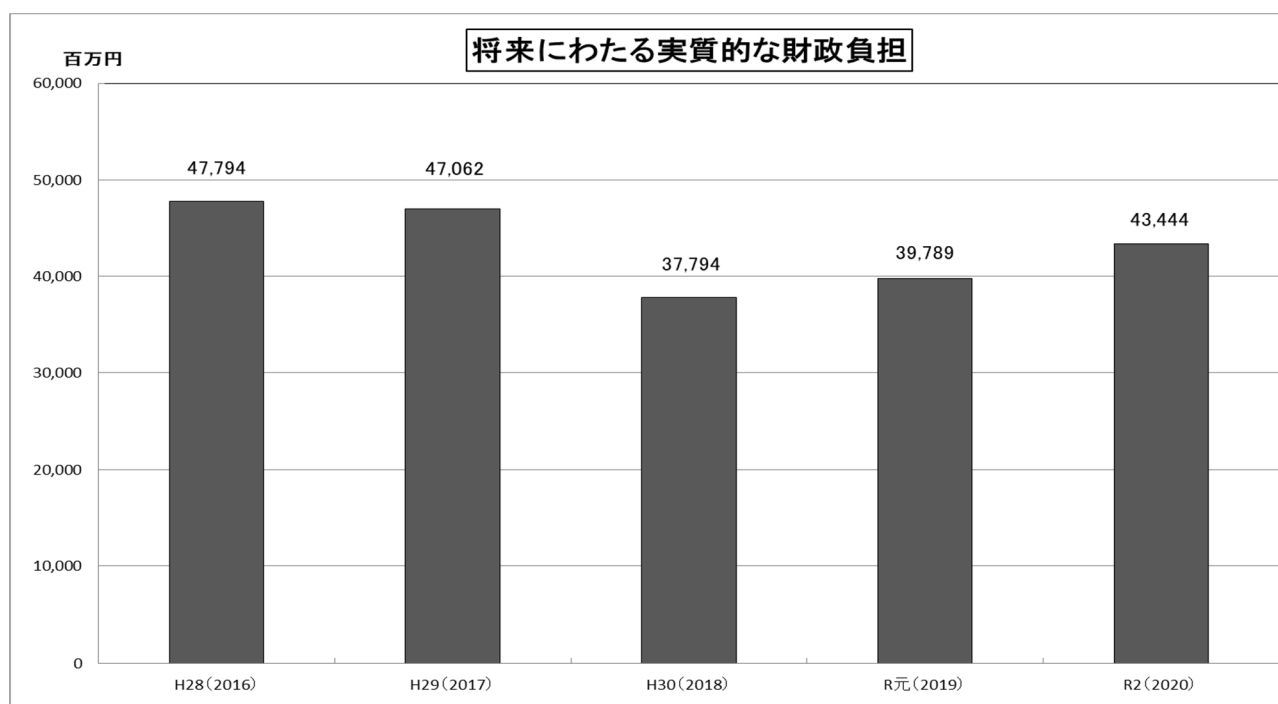
債務負担行為とは、将来の支出の約束を定めておくものです。数年度にわたる業務委託や元利償還金に対する補助などのように、翌年度以降の経費支出が予定されるものと、債務保証や損失補償のように、経費支出が必ずしも予定されていないものがあります。翌年度以降の支出が予定されるものは、最終的にいずれかの年度の歳出予算に計上されるので、後年度の財政運営を拘束することになります。

債務負担行為に基づく令和2（2020）年度末における令和3（2021）年度以降の支出予定額は83億1,194万円となり、令和元（2019）年度末に比べて14億1,107万円（20.4%）増加しました。



(4) 将来の財政負担

市債現在高と債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額は、将来の財政運営にとってマイナス要素になります。その合計からプラス要素である積立金現在高を差し引いた市の将来にわたる財政負担を見ると、令和2（2020）年度末では434億4,387万円となり、令和元（2019）年度末よりも36億5,442万円（9.2%）増加しました。将来の財政負担額を令和3（2021）年3月31日現在の人口（81,071人）で割ると、1人当たり535,874円になります。



2 財政状況は健全ですか？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、市町村の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために次の4つの指標を「健全化判断比率」と定めています。毎年、この健全化判断比率は、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになっています。

また、健全化判断比率のほかにも財政状況をいろいろな面から分析する従来の指標もあります。財政の「弾力性」、「余裕」、「借金と貯金」など、その推移と今後の見込みは財政運営に大変重要な数値であり、健全性の判断材料となります。

「健全化判断比率」には、それぞれ早期健全化基準と財政再生基準が設けられ、基準以上となった場合には、財政の健全化に向けた計画策定や取組が求められます。

早期健全化基準（団体） ⇒ 財政収支が不均衡な状況で財政状況が悪化し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図る必要がある基準（団体）

財政状況の悪化に対する警告ともいえ、サッカーの「イエローカード」に例えることができます。

財政再生基準（団体） ⇒ 財政収支が著しく不均衡な状況で財政状況が著しく悪化し、自主的な財政の健全化を図ることが困難である基準（団体）

(1) 健全化判断比率（令和2（2020）年度）

	柏崎市	早期健全化基準	財政再生基準
--	-----	---------	--------

実質赤字比率	該当なし	12.14%	20.00%
--------	------	--------	--------

一般会計等の実質的な赤字が、標準的な収入に対してどのくらい割合であるかを示す指標です。

連結実質赤字比率	該当なし	17.14%	30.00%
----------	------	--------	--------

全会計の実質的な赤字が、標準的な収入に対してどのくらい割合であるかを示す指標です。

実質公債費比率	10.0%	25.0%	35.0%
---------	-------	-------	-------

公営企業会計などを含めた市全体の会計の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。

返済額には一般会計の返済額のほかに公営企業会計などの借金返済を助けるために支出した費用（繰出金）なども含めて計算します。

近年は減少傾向にあり、その要因として中越沖地震復旧のための借入金の返済が完了したことなどが挙げられます。

将来負担比率	27.9%	350.0%	——
--------	-------	--------	----

公営企業会計などを含めた市全体の会計と第三セクターが抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。この比率が100%の場合、市の1年分の収入額全額が将来にわたり負債すべき額として存在していることになります。

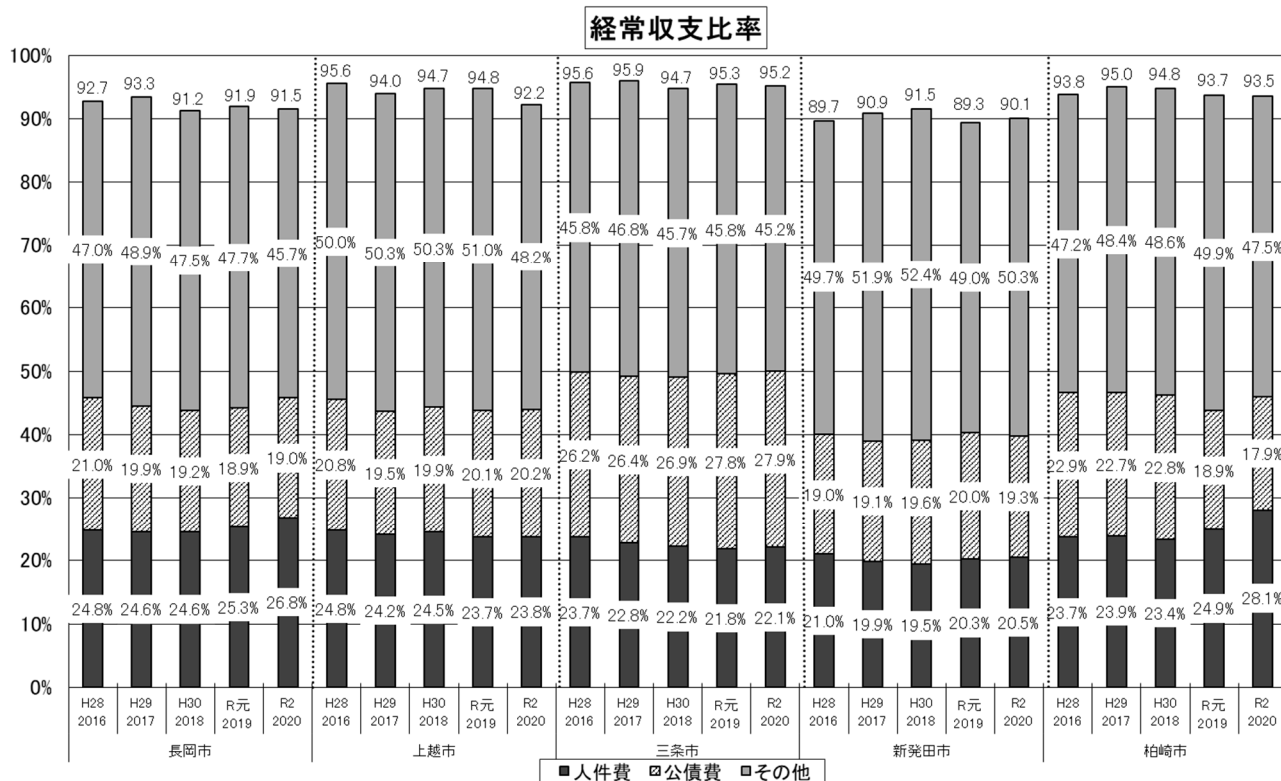
負債の残高には、市債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などが含まれます。

(2) その他の指標

ア 財政の弾力性は？（経常収支比率）

経常収支比率は、経常的に収入される市税や地方交付税などの経常一般財源が、経常的経費にどの程度使われているかを表します。経常的経費には、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）とその他の経費（物件費、維持補修費、補助費等、繰出金）があります。

経常収支比率が低いほど財政の弾力性・自由度があり、臨時的な行政需要に対して余裕を持つこととなります。一方で、経常収支比率が高いほど投資的経費に使える財源が少なく、財政状況が厳しいといえます。



◆経常収支比率が高い原因

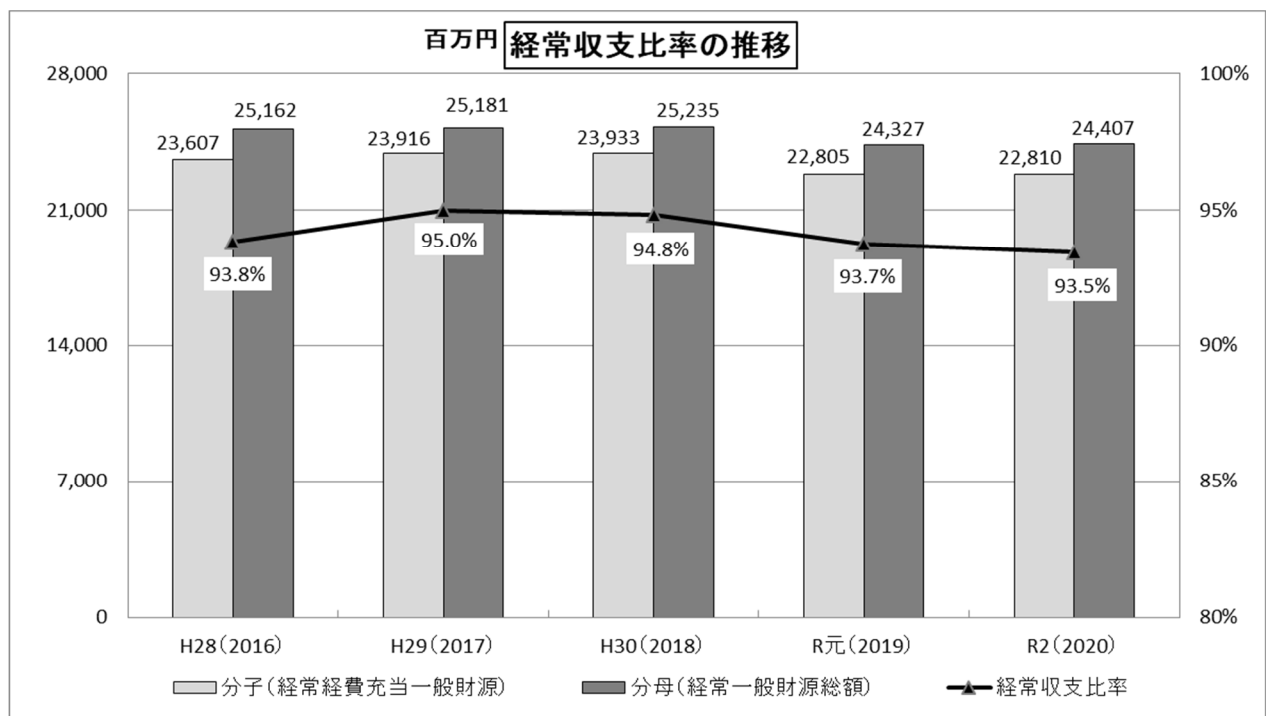
柏崎市の令和2（2020）年度の経常収支比率は、93.5%と前年度から0.2%減少しました。減少の主な要因は、地方消費税交付金収入などが増えたことにより経常一般財源が増加したことが挙げられます。

県内の他市と比べると高めの比率となっています（県内20市で13位、平均92.9%）。比率が高い要因としては、人件費、物件費（施設の管理委託など）の比率が県内20市の中でやや高いことなどが挙げられます。

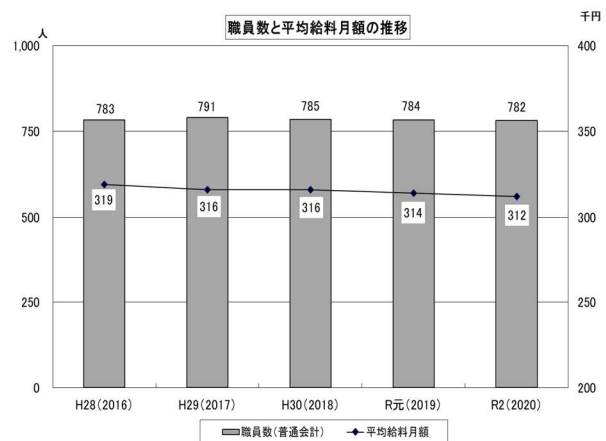
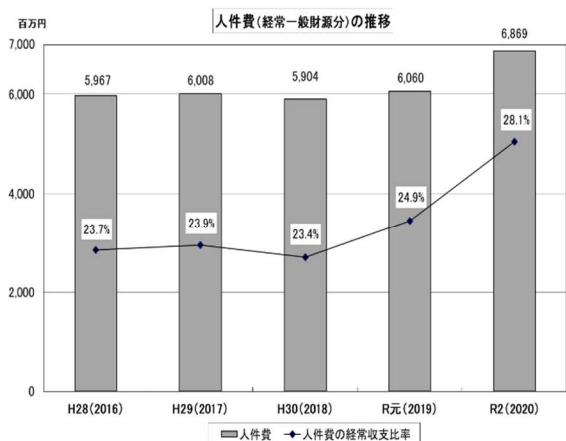
単位：％

	長岡市		上越市		三条市		新発田市		柏崎市	
	R2 (2020)	R元 (2019)	R2 (2020)	R元 (2019)	R2 (2020)	R元 (2019)	R2 (2020)	R元 (2019)	R2 (2020)	R元 (2019)
義務的経費	54.9	54.2	52.3	52.7	59.2	60.0	50.0	51.1	53.1	50.8
人件費	26.8	25.3	23.8	23.7	22.1	21.8	20.5	20.3	28.1	24.9
扶助費	9.1	10.0	8.3	8.9	9.2	10.4	10.2	10.8	7.1	7.0
公債費	19.0	18.9	20.2	20.1	27.9	27.8	19.3	20.0	17.9	18.9
その他経費	36.5	37.8	40.0	42.1	36.0	35.3	40.2	38.3	40.2	42.9
物件費	14.3	16.7	13.6	13.9	15.4	15.2	12.6	12.8	18.1	19.2
維持補修費	4.6	3.6	5.3	4.1	4.1	2.5	4.8	2.6	2.3	2.3
補助費等	7.2	6.9	11.0	6.7	7.0	2.1	12.9	12.8	9.0	11.0
投資等	0.7	0.7	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.2
繰出金	9.7	9.9	9.9	17.2	9.5	15.4	9.9	10.1	10.5	10.2
合 計	91.5	91.9	92.2	94.8	95.2	95.3	90.1	89.3	93.5	93.7

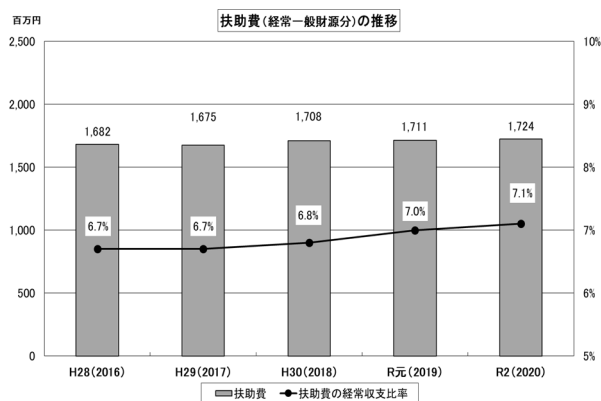
※端数処理の関係で合計と内訳が合わない場合があります。



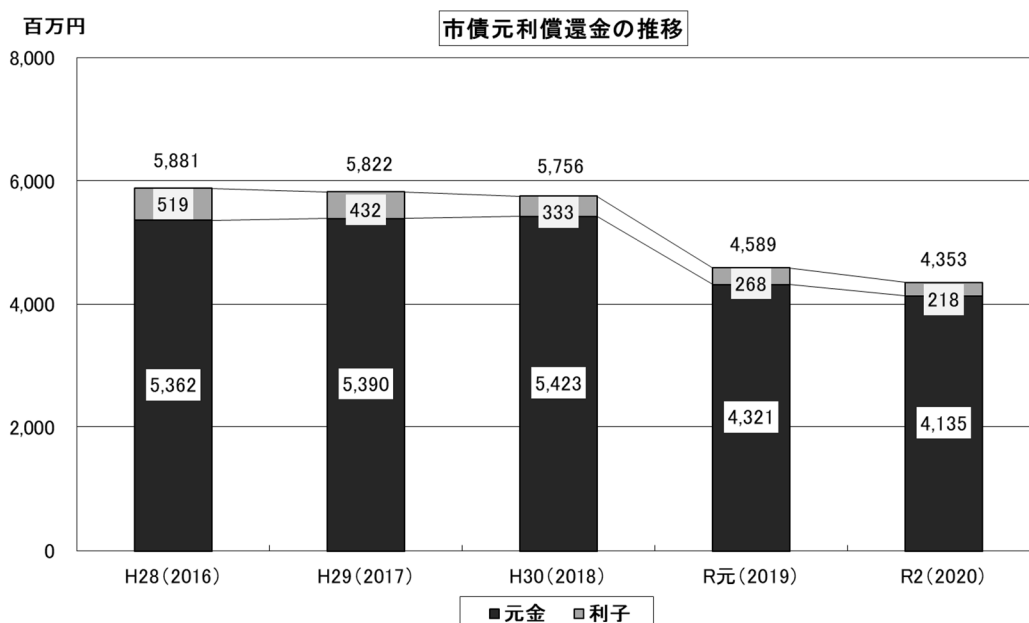
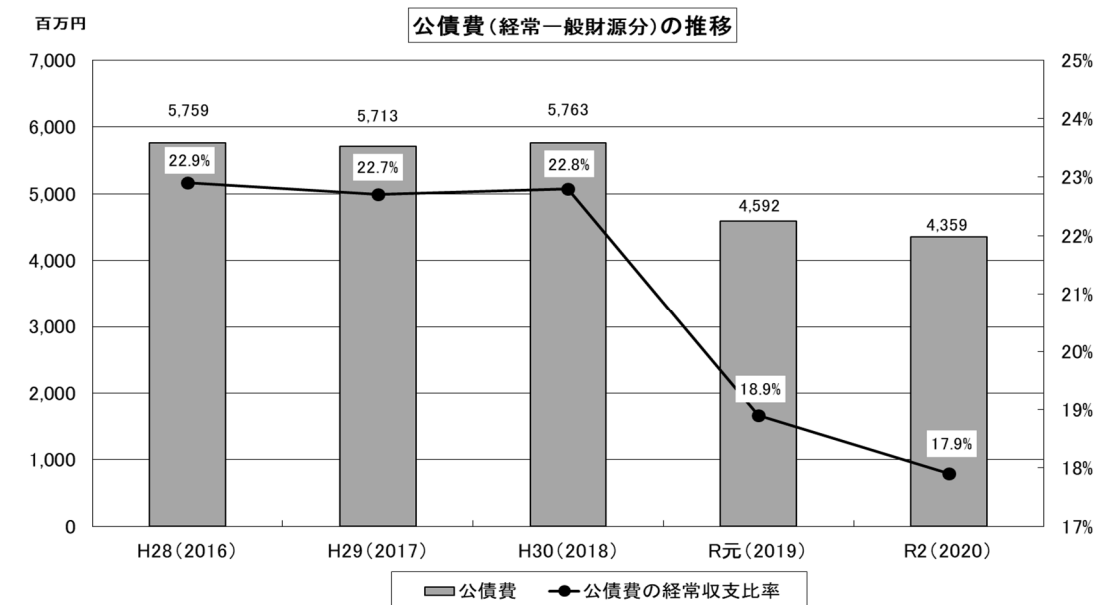
令和2(2020)年度は、人件費(経常一般財源分)とその経常収支比率のどちらも増加しました。これは職員数については横ばいに推移していますが、昨年度まで物件費(賃金)として計上していた非常勤職員報酬が人件費に計上されたことなどにより経常的人件費が増加したためです。



また、扶助費(経常一般財源分)とその経常収支比率についても、どちらも増加しました。これは、経常的扶助費が増加したためです。



公債費の経常収支比率は、県内4市と比較し低い水準にあります（P14 参照）。一昨年までは社会資本整備に伴う公債費の増加などにより県内4市に比べて高い水準にありましたが、中越沖地震の災害復旧に関する市債の元金償還が完了したことなどにより令和元（2019）年度に公債費の経常収支比率は大きく減少し、令和2（2020）年度はさらに減少しました。



指定管理者制度やアウトソーシングの増加に伴う委託料の増加により、県内4市に比べて物件費の割合が高くなっていることが近年の特徴です。

補助費等の経常収支比率は、県内4市に比べて従来から高い比率になっています。この比率は、旧柏崎地域広域事務組合の解散に伴い一時的に減少しましたが、平成19（2007）年度に公共下水道・農業集落排水の各会計に公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことで大幅に増加しました。

経常収支比率を改善するためには、経常的経費の削減が不可欠です。公債費や扶助費など、削減の難しい経費もありますが、物件費や維持補修費などで節約できる経費は削減に努める必要があります。

また、経常一般財源の大部分を占める市税収入も経常収支比率の算定に大きく作用します。市税収入は、景気の動向や社会経済情勢に左右されますが、税収確保に向けた取組が求められます。

なお、電源立地地域対策交付金等の財源は、決算統計上、臨時的な一般財源として扱うこととされています。これを経常一般財源と仮定した場合の経常収支比率は、84.8%と推計されます。

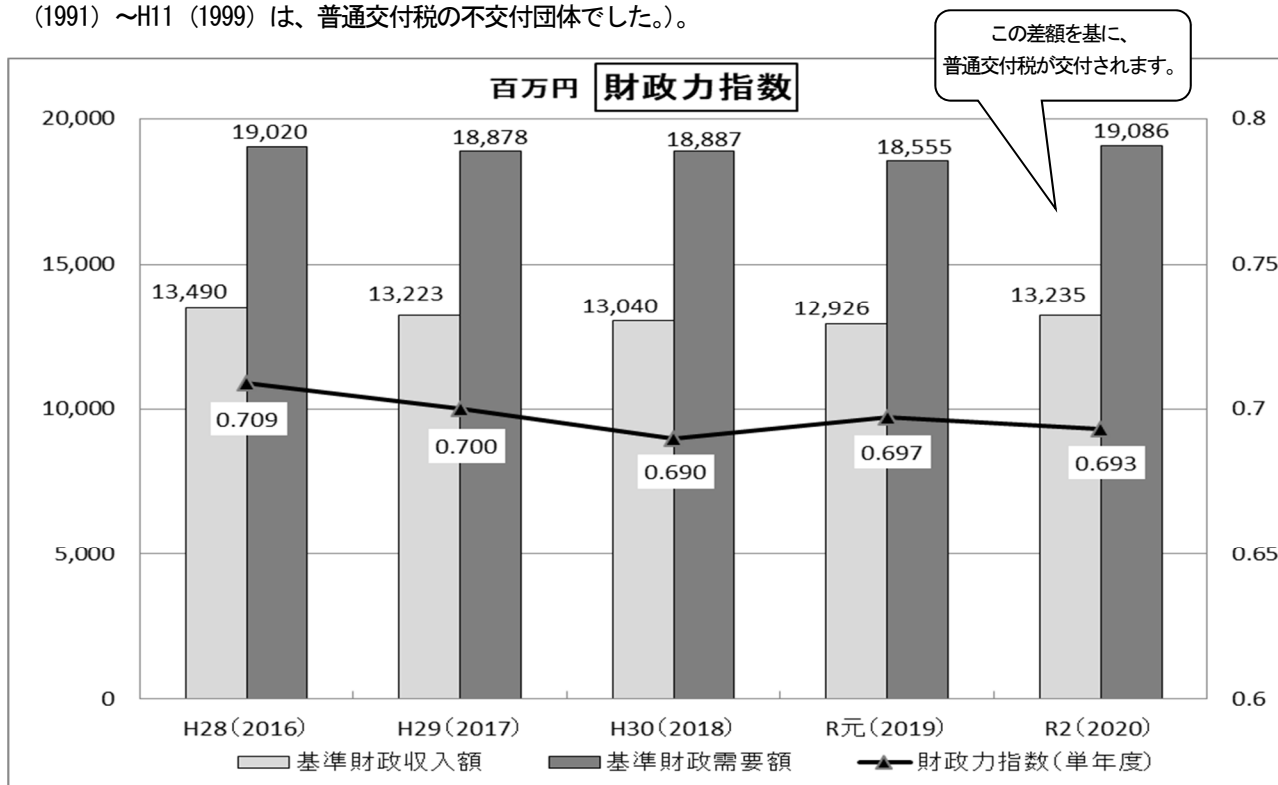
イ 財政の余裕は？（財政力指数）

行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から納付された地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保することができません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が地方に代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税（普通交付税）として再配分⁷しています。

この普通交付税の配分上の指数である財政力指数は、標準的な行政を行うために必要な経費のうち自分で賄える財源の割合で、基準財政収入額⁸を基準財政需要額⁹で除して得た数値です。

財政力指数が1を超えるほど財源に余裕があり、1を下回った場合は普通交付税の交付を受ける、いわゆる交付団体になります。柏崎市は平成12（2000）年度から基準財政収入額が基準財政需要額を下回り、現在は交付団体となっています。

※柏崎市の財政力指数（単年度）は、県内20市の中で最も高い数値となっています（S61（1986）～S63（1988）及びH3（1991）～H11（1999）は、普通交付税の不交付団体でした。）。



◆地方交付税（普通交付税）とは

地方交付税(普通交付税)は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。地方公共団体の行政の自主性を損なわないように、この地方交付税は、地方公共団体が自ら徴収した地方税同様、どのような用途に充てるかは、その地方公共団体の自由に任されている一般財源です。

各地方公共団体へは、団体ごとに基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が算定（交付）されています。「地方交付税により措置する」などという表現が用いられることがありますが、これは基準財政需要額に経費として算入するというものであり、実額が交付されるわけではありません。実際に普通交付税として措置された額は、「基準財政需要額に算入された額×（1－財政力指数）」という理論値でしか把握できず、不交付団体や財政力指数が高い団体では、普通交付税による国の財政措置はほとんど影響がないことになります。

柏崎市は、平成17（2005）年に旧高柳町・旧西山町と合併しました。普通交付税は、合併後の新団体の交付基準額により算定されますが、これまでの旧3市町の交付基準額の合計を下回ります。合併し、急に交付税額が下がる

⁷ 国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の一定割合を基本に、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づき総額が決定されています。

⁸ 各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、「あるべき一般財源」として標準的な税収入の一定割合により合理的・客観的に算定されたもの

⁹ 各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、標準的な「あるべき財政需要」として合理的・客観的に算定されたもの

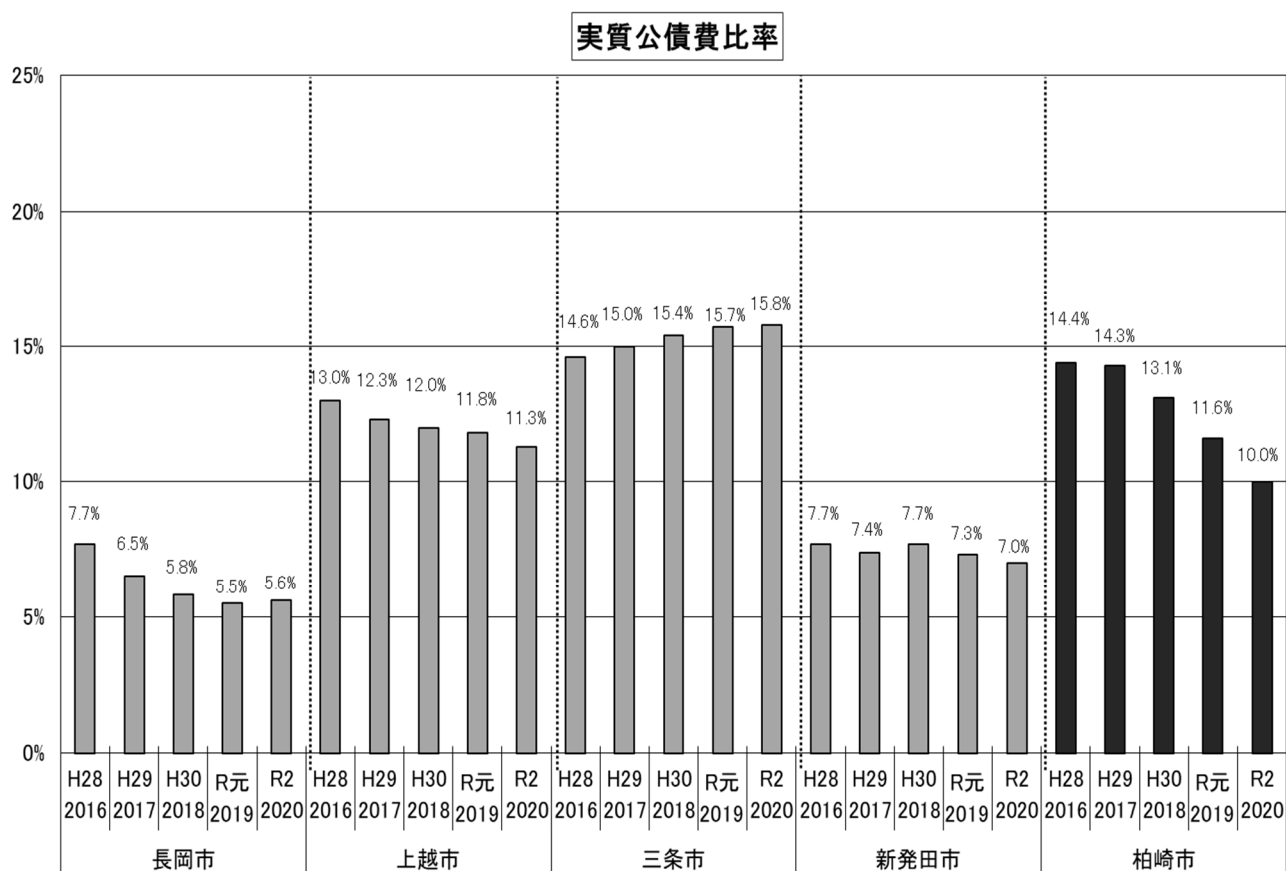
と財政運営が厳しくなりますので、一定期間は、合併団体がそのまま存続したものととして算定される額が保障されます。その後5年間にわたり、段階的に縮減されます。

令和2（2020）年度は段階的な縮減期間の最終である5年目となりました。人口の減少や市税の減収により、今後も普通交付税の減額が見込まれており、依然として厳しい財政状況が続くと考えられます。

ウ 借金返済の負担は？（実質公債費比率）

市が借り入れた市債の元金や利子を支払うための公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向は常に注意する必要があります。普通交付税で措置されたものを除いた公営企業への繰出金なども含めた公債費が一般財源に占める割合の程度を示す比率が実質公債費比率¹⁰です。比率が高いほど財政の硬直性・制限があり、低いほど弾力性・自由度があるといえます。

柏崎市の実質公債費比率は、改善傾向にあるものの、他市町村に比べて高くなっています。比率が高い要因としては、下水道事業などの社会資本整備を積極的に進めてきたことや、市町合併・旧柏崎地域広域事務組合の解散に伴い債務等を継承したことなどが挙げられます。

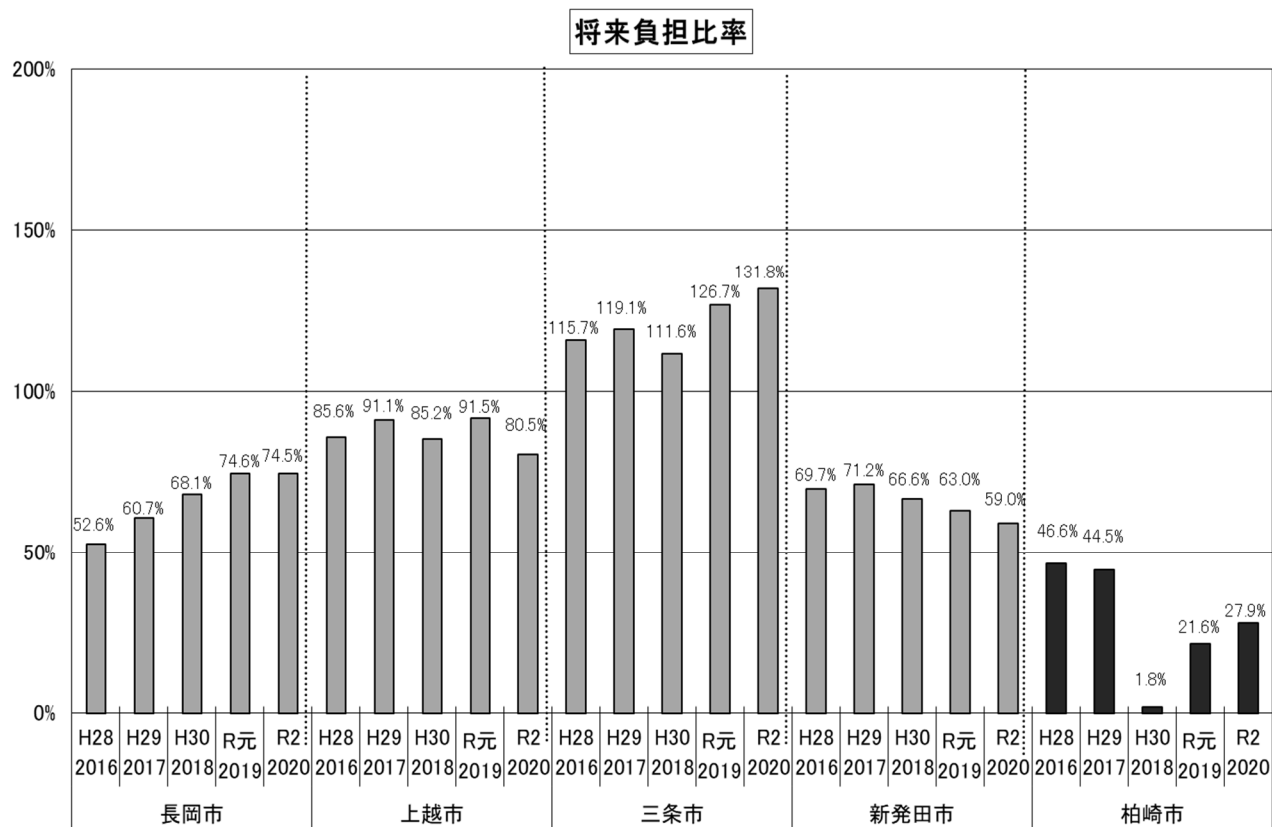


¹⁰ 以前は市債の元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合として、起債制限比率という指標が地方債の許可の制限に用いられていましたが、平成18（2006）年に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い、実質公債費比率という指標が導入されました。地方債元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（地方交付税措置分を除く）に対してどの程度の割合になっているかを見るものです。この比率が18%以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、更にその制限の度合いが高まります。

エ 将来の負担は収入の何年分？（将来負担比率）

公営企業会計などを含めた市全体の会計が抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。負債残高には、市債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などのほか、第三セクターの負債も含まれます（基金がある場合、負債残高から差し引かれます。）。

家計に例えると、収入の何年分の借金があるのか、ということになります。



令和 2（2020）年度の柏崎市の将来負担比率は、他への支出を全くしないと仮定した場合、約 102 日分の将来負担があることを示しています。

(3) 財政状況は厳しい状況

財政健全化法における「実質公債費比率」については、先に述べたように、早期健全化基準以下であるものの、高い比率であることに間違いありません。

目安として、「実質公債費比率」と「将来負担比率」の県内・全国市町村の状況は、以下のとおりです。

柏 崎 市			
実質公債費比率 (早期健全化基準 25.0%)	10.0%	県内市町村 (30 団体)	全国市町村 (1,741 団体)
		16 位 平均値 10.3%	1327 位 平均値 5.7%
将来負担比率 (早期健全化基準 350.0%)	27.9%	県内市町村 (30 団体)	全国市町村 (1,741 団体)
		3 位 平均値 98.5%	305 位 平均値 24.9%

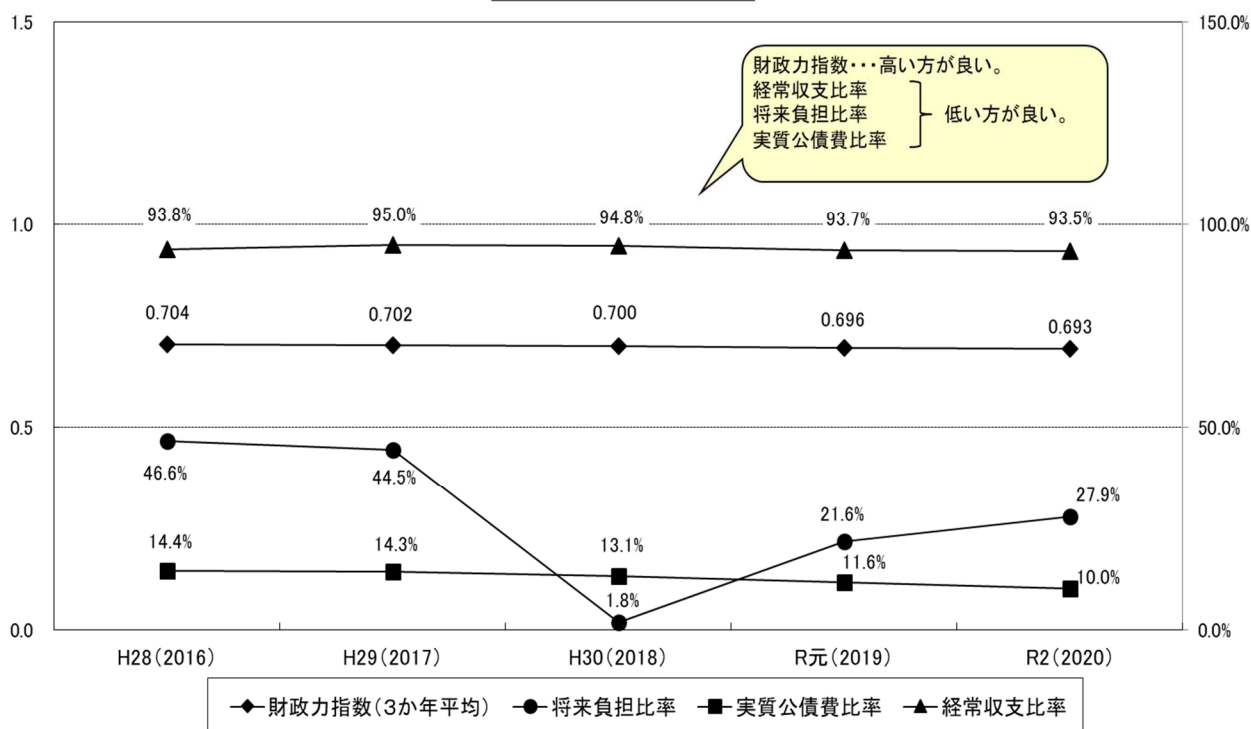
※総務省及び新潟県発表資料から

財政健全化法における健全化判断比率の実質公債費比率や将来負担比率は、「地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもの」と位置付けられています。実質公債費比率は、決算ベースで「現在」の公債費の支出状況を示しています。また、将来負担比率は、文字どおり翌年以降「将来」にわたり負うべき債務（支出予定）の状況を示しており、今後の財政運営に制限を与える足枷（あしかせ）ということができます。

財政判断比率の算定に当たっては、柏崎市の場合、電源立地地域として交付される特定財源などが算出の際に考慮されないという事情もありますが、一定の尺度で算出されたこれらの判断比率は、今後の財政運営の道しるべとなり、重要な判断基準となります。他市町村との比較は二次的な分析であることから、判断比率が示すところの本質的な趣旨に着目し、内容を分析して財政運営に役立てる必要があります。

財政指標は改善傾向にあるものの、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますので、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

主要財政指標の推移



用語解説

あ 行	一般会計	行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計をいいます。
	一般財源	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などが該当します。
か 行	会計	予算及び決算の経理上の区分をいいます。行政運営の基本的な経費を網羅して計上した一般会計、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出とは区別した特別会計、特別会計の中でも、地方公営企業法の適用を受ける会計を企業会計といいます。また、これらの会計のうち、個々の地方公共団体の財政比較や統一的な掌握のために必要な会計をまとめて普通会計といいます。
	企業会計	地方公営企業法の適用を受ける会計を企業会計といいます。使用料などの特定の財源を経営に充てる公営企業の会計のことをいい、柏崎市では、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計が該当します。
	基金	ある特定目的のため財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金や財産をいいます。要するに「市の貯金」のことです。
	起債	市債を起こすことをいいます。
	起債制限比率	市債の許可制限のために総務省の地方債許可方針において定められた指標で、繰上償還などの臨時的な要因や、公債費に充てられる特定の財源、地方交付税などにより他から措置のある財源等を除き、真に市が負担しなければならない公債費が一般財源に占める割合をいいます。（平成 18（2006）年に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い、実質公債費比率が導入されました。）
	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法で算定した額をいいます。
	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的で妥当な水準の行政サービス等を実施した場合に要する財政需要を、一定の算式で算定した額をいいます。
	義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、人件費、扶助費及び公債費をいいます。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ず、扶助費は生活扶助を始め法令の規定によって支出が義務付けられており、また、公債費は負債の償還に要する経費であって、いずれも節減が難しいとされる経費です。義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招くおそれがあるので、その動向に注意する必要があります。
	形式収支	ある会計年度の決算において、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額をいいます。
	決算	1 会計年度の歳入歳出予算の執行実績をいいます。
	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標をいいます。これが大きくなるほど、新たな財政需要に対応できる余地が少なくなります。
	減債基金	市債の償還や適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に役立てるため設置した基金をいいます。
	公債費	市債の元金の償還及び利子の支払に要する経費をいいます。公債費は、人件費及び扶助費とともに義務的経費と呼ばれ、その増嵩は財政硬直化の要因となるため留意が必要といわれています。
さ 行	国庫支出金・県支出金	国、県が特定の事務事業に対し、公益性があると認めその事業の実施に資するため、地方公共団体に交付する給付金をいいます。国庫（県）負担金、国庫（県）補助金、国庫（県）委託金の総称です。
	財政	国や地方公共団体（都道府県や市町村など）が一定の予算に基づいて行う経済活動のことをいいます。
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、予期しない収入減少や支出増加といった年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために設置している基金です。
	財政力指数	地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 か年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力の強弱を示す数値として用いられます。財政力指数が 1.0 に近くなる（より大きくなる）ほど財源に余裕があるといえます。
	債務負担行為	将来、地方公共団体が経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を定めておくもので、予算の一部をなすものです。この債務負担行為の手続により、来年度以降の支払分を含めた 1 つの契約を締結することができます。

さ 行	市債	市が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの（将来にわたって少しずつ返済しているもの）をいいます。つまり「市の借金」のことです。市の借金は原則として、長期間にわたって使う道路や公園などの公共施設を建設するときなどの財源に充てられます。道路や公園などは今後の世代も長く使うものですから、将来にわたって少しずつ返済することで現世代と後世代の負担のバランスをとる性質を持っています。
	実質公債費比率	起債制限比率と同じく総務省の地方債許可方針において定められた指標で、税収や地方交付税など標準的な収入の合算額（標準財政規模）に対する実質的な公債費の負担の程度を示すものです。「実質的な公債費」には、公営企業の借金返済を助けるために一般会計が公営企業会計に支出した繰出金などが含まれます。この指標が18%以上の市町村が地方債を発行する場合は、公債費負担適正化計画を策定の上、地方債発行の県許可を得る必要があります。 財政健全化法においては、この指標が25%以上になった場合には「早期健全化団体」とされ、財政の健全化に向けた計画策定や取組が必要になります。
	実質収支	形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものをいいます。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントになりますが、地方公共団体は営利を目的としていないので、黒字の額が多ければ多いほど良いというものではありません。
	実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素や赤字要素（財政調整基金への積立てや取崩しなど）を加除したものをいいます。
	将来負担比率	公営企業会計などを含めた市全体の会計が抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示す指標です。負債残高には、市債残高や債務負担行為に基づく支出予定額などが含まれるほか、第三セクターの負債も含まれます。 財政健全化法においては、この指標が350%以上になった場合には「早期健全化団体」とされます。
	性質別分類	経費（歳出）をその経済的性質により分類したものが性質別分類です。人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金などに分類されます。
た 行	単年度収支	実質収支から、前年度の実質収支を差し引いたものをいいます。
	地方交付税	所得税、法人税等の国税のうち、一定の基準により国が地方公共団体に交付する税をいいます。この制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずに偏在する地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源の確保を保障することにより地方公共団体の本旨の実現、独立性の強化を目的としています。毎年度、一定の算式により交付される普通交付税と、当該年度の特事情により交付される特別交付税に分けることができます。
	投資的経費	経費支出の効果が、施設等のストックとして後年度に及ぶ性質の経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費があり、この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれています。
	特定財源	財源の使途が特定されている財源をいいます。国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金のうち使途が指定されているものが該当します。
	特別会計	特定の歳入歳出を一般の歳入歳出とは区別して別に経理する会計をいいます。柏崎市では、国民健康保険事業特別会計、土地取得事業特別会計、墓園事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の5つの特別会計があります。
は 行	標準財政規模	普通交付税の算定の仕組みを通じて表されるその団体の標準的な一般財源の規模をいいます。
	普通会計	地方公共団体の財政状況の把握、地方公共団体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。地方自治体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計によって構成されていますが、個々の地方公共団体ごとで各会計の範囲が異なっていることなどから、財政比較等においてこの普通会計を用いています。具体的には、一般会計と特別会計（公営企業会計など特定の特別会計を除く。）を合算し、会計間の重複等を控除したもので、柏崎市では、一般会計、土地取得事業特別会計、墓園事業特別会計が該当します。
ま 行	目的別分類	会計の経費（歳出）をその行政目的により分類したものをいいます。柏崎市の一般会計予算では、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費に分類されています。
や 行	予算	一定期間における収入支出の見積りや計画をいいます。